

■ A中央卸売市場（消費地市場）

○聴取内容（聴取先：事業者 a）

- ・売買参加者の承認は開設者 A が行うことになっているが、申請は組合経由でないと出来ず、組合の窓口で申請書類一式を貰う必要がある。資格の事前審査を組合が行っている。
- ・卸売業者や仲卸業者や売買参加者の紹介がないと信用が担保されていないとして相手にされない。実質的な紹介制度が存在する。
- ・売買参加者となるためには5年間の実務年数（水産のみ）を求められるため、水産は売買参加者とならずに卸売業者から相対で取引を行っている。
- ・青果は売買参加者となったが、代払いを売買参加者の組合が行っているため、組合加入が必須。
- ・買参権の申請方法について、自治体のホームページには詳細が明記されていない。組合から貰ったパンフレット等には資格要件（経験年数・組合加入・保証金等）の記載あり。
- ・決済口座は組合に指定された銀行で開設する必要がある。完納奨励金制度の管理のためということで、組合に通帳を預けることが求められている。

○聴取内容（聴取先：事業者 b）

- ・売買参加者の承認は開設者 A が行うが、申請書類の提出方法は所属する組合経由となっており、申請書類一式も組合の窓口で貰う必要がある。
- ・申請にあたって、所属組合の理事長の推薦状と A 中央卸売市場の既存の卸売業者・仲卸業者・売買参加者から同意書を取ることを求められる。
- ・申請書類提出から取引開始までの標準的な流れは以下のとおり。
所属組合経由で参加申請提出→組合の役員会審議→組合承認→組合経由で開設者 A へ申請書類提出→開設者 A 承認→所属組合から申請者へ承認可否の通知→取引開始。必要書類は約 20 種類もある。
- ・新規参入する方法がオープンではないため、A 中央卸売市場の市場関係者の手引きがないと参入は困難である。
- ・代金決済は組合経由のため組合加入が必須。3日に1回のスパンで組合から決済を求められるため、現金で購入しているのと同じようなもので、運転資金の都合上、事業拡大が難しい。
- ・新規参入の審査時に求められた基準は、青果の取引経験3年以上、組合加入、保証金の3つ。審査基準等については、口頭説明のみで書類は貰っていない。

■ B 中央卸売市場（消費地市場・産地市場）

○聴取内容（聴取先：B）

- ・売買参加者の承認について、他市場は既存の仲卸業者や売買参加者の推薦が求められていると聞かすが、書類の交付から審査・承認まで全て開設者であるBが直接行っている。
- ・承認の対象となるのは、個人の場合は住所がB県内に継続して3年以上あるもの。法人の場合は本店所在地がB県内に継続して3年以上あるもの。
- ・資格要件として3年以上の実務経験が必要。資力・信用の判断に必要な期間として「3年」と設定している。
- ・また、承認の要件として、前年の購入実績が一定金額以上であることを求めているが、所在地が市内と市外で条件が異なる。市内に住所を有する事業者は新規申請時の前年度購入額が1,300万円以上、市外（県外の業者を除く）は6,000万円以上。県内の卸売市場の閉鎖などがあり、市外の事業者が参加しやすくするために、基準額の見直しをすることを考えている。
- ・当市場で購入して県外の他の市場に直接出荷する売買参加者について新規申請時の前年度購入額は8,500万円。現在、7事業者を承認している。県外との取引では、相応の規模が必要と考えており、こちらの基準の引き下げは考えていない。
- ・売買参加者の更新承認時において、実際の購入金額（前年度購入額）が少ない場合は承認を取り消すこととしており、その金額基準は市内が200万円、市外（県外の業者除く）が2,000万円、県外の他の市場に直接出荷する売買参加者は3,000万円。更新基準についても見直しを考えている。
- ・新規承認申請の受付は3年ごとになっているが、他の中央卸売市場に倣い、毎年の受付に見直しを検討している。
- ・売買参加者の募集は、市場での前年の購入実績が一定以上ある者が承認対象なので、告知等は行っておらず市場内における掲示及び放送により募集を行っている。
- ・新規に売買参加者を承認した際、関係のある仲卸業者や売買参加者に対して、承認した根拠を丁寧に説明するなどして対応している。
- ・代払いは、組合ではなく、そのために設立された清算会社で行っている。

■ C地方卸売市場（消費地市場）

○聴取内容（聴取先：C、C買受人協同組合）

- ・ 売買参加者の承認について、当時の市長の意向で差別をせず、参入を認めるという方針で、新規参入が認められており、他の市場では量販店が認められてないところもあるが、当市場では、県内大手スーパーも売買参加者になっている。量販店等の参入を認めなかった県外の組合などでは、組合を維持できなくなったところもあり、当組合では新規参入を歓迎している。（組合）
- ・ 卸売業者との決済は、1と6のつく日の現金払い。支払いできない場合は、組合が代払いを行うことになっている。（組合）
- ・ 申請から承認までの流れは、市の窓口で申請書類を受け取り、組合にて知識及び経験又は資力・信用の審査を実施（申請書に組合長の判子が必要）、市が卸売市場運営委員会に意見を求め、最終的に市が承認する。組合は新規参入を拒むことはしていない。（市）
- ・ 承認対象となる仲卸業者は、取引業務を3年以上、かつ経営経験を3年以上有するもの。売買参加者は、取引業務を3年以上、かつ経営経験を2年以上有するもの。他市場の経験年数は対象外となる。（市）
- ・ 仲卸業者や売買参加者の承認には、事業計画書において年間の取扱金額や仕入金額が一定額以上であることを求めているが、市場の取扱高が減少している中でも、見直しは行っていない。この金額が高すぎることで新規参入の妨げになっているのではないかと考えているが、仲卸業者や売買参加者の承認要綱を変更する際は、市で案文を作成し、卸売市場運営委員会に諮る必要があり、見直しは容易ではなく、国の方から見直しを促されれば、取組がしやすくなる。（市）
- ・ 組合加入せずに仲卸業者や売買参加者になった場合、支払い保証がないため卸売業者は取引を行わない。実質的には組合加入が必須である。（組合）

■地方卸売市場D魚市場（産地市場）

○聴取内容（聴取先：D、D漁業協同組合）

- ・承認者である市は、買受人の承認をしようとするときは、「あらかじめ卸売業者（漁協）の意見を聴くもの」との規定に基づき、卸売業者に意見を求めたうえで、規程に定められた承認基準に基づき、承認を行っている。（市）
- ・卸売業者である漁協では、新規買受人の申込審査に用いる基準を独自に定め審査し、市に意見していることから、実質的には卸売業者の基準をクリアした者が市に承認の申請を行っている。（市）
- ・申込人の範囲は、満10年以上、同一買受人又は生産者のもとで勤務したもの等がある。（漁協）
- ・経験年数3年以上、かつ既存の買受人が必要な知識経験を取得したものであると認め、販売した買受人からの推薦を受ける必要がある。（漁協）
- ・D魚市場における取扱実績期間と暫定期間を合わせ市長の承認を得るまで最短4年、最長8年の期間を要する。（漁協）

■ E 地方卸売市場（消費地市場・産地市場）

○聴取内容（聴取先：E）

- ・ 売買参加者の承認者は市であるが、青果は承認基準があるものの、水産は承認基準が作成されておらず、過去の承認時の決裁文書では、申請書と承認書しか残っていないため、どのような審査・判断を行い、承認したかは不明。
- ・ これまで、仲卸業者の新規承認はない。売買参加者は3件あるが、世襲のケースのみ。
- ・ 卸売業者の主要な出資者が仲卸業者であり、卸売業者は仲卸業者に気兼ねして、新規参入を進めることができない。

■ F 地方卸売市場（産地市場）

○聴取内容（聴取先：F）

- ・買受人の承認は開設者Fが行っており、希望者がFの窓口に来訪する。承認基準は条例と規則で定めており、審査項目は反社の該否・禁錮や罰金刑の有無・業務遂行に必要な知識経験又は資力の有無等がある。対象者が個人の場合、本籍地の市町村役場や警察に照会を行い、該非を確認する。
- ・条例や施行規則で定める承認基準のほかに、前年度の取引実績や経験年数何年以上といった審査項目はない。
- ・今年度、F市場で新規の買受人の申請は2件。いずれも、F市場内の買受人の従業員が独立するケースであり、知識経験は備わっていると判断出来た。外部から新規参入してくるケースは殆どない状況。
- ・承認プロセスにおいて、市場関係者（他の買受人や組合等）から同意や承認を得る必要はない。卸売市場法改正前の古い条例では、買受人の申請書類は卸売業者経由で提出を求めており、卸売業者の意見書も添付する運営だったが法改正に伴い見直しを行った。また、買受人の組合加入は必須ではない。

■ B 中央卸売市場（消費地市場・産地市場）

（新規承認の対象）

第2条 条例第28条第4項各号に該当しないもので同条第5項の規定により売買参加者の承認の対象となるものは、次に掲げるものとする。

- （1）直接消費者に魚介類を販売することを業務とする小売業者又は大口需要者若しくは小売業者に販売することを業務とするもので、個人の場合にあってはその住所、法人の場合にあってはその本店所在地が、**■**市内に継続して3年以上あるもの
- （2）前号に該当しないものであって、直接消費者に魚介類を販売することを業務とする小売業者又は大口需要者若しくは小売業者に販売することを業務とするもので、個人の場合にあってはその住所、法人の場合にあってはその本店所在地が、**■**県内に継続して3年以上あるもの
- （3）**■**県外の他の市場に直接出荷することを業務とするもので、個人の場合にあってはその住所が**■**県内に継続して3年以上あり、法人の場合にあってはその本店所在地が**■**市内に継続して3年以上あるもの、若しくは**■**市内を除く**■**県内に継続して3年以上本店所在地があり、**■**市内に支店又は営業所を置くもの
- （4）水産物の加工品を販売することを業務とする加工業者で、一定の加工設備加工場等を有し、個人の場合にあってはその住所、法人の場合にあってはその本店所在地が、**■**県内に継続して3年以上あるもの

（新規承認の資格要件）

第3条 新規申請者は、次の各号に掲げるすべての要件を有し、**■**市場における売買取引の能率化と流通秩序の保持を阻害するおそれのないものでなければならない。

- （1）**■**市場における売買取引について必要な知識を有するもの
- （2）年齢満20才以上のもので、承認申請に係わる取扱品目の部類に属する物品の販売又は加工等の業務について3年以上の経験を有すると認められるもの
- （3）法人である場合にあっては、常時、**■**市場の売買取引に参加する者が、前各号の要件を備えているもの
- （4）一定の店舗、事務所、工場又は事務所を有し継続して3年以上の事業実績があるもの
- （5）**■**精算株式会社に登録し、遅延した支払債務のないもの

(6) 新規申請に係る取扱品目の部類に属する物品の仲卸業者からの新規申請時の前年度の買受額が、次に定める額以上あると認められるとき。

ア 前条第1号に該当するものとして市長が認めた新規申請者にあつては、1,300万円以上

イ 前条第2号に該当するものとして市長が認めた新規申請者にあつては、6,000万円以上

ウ 前条第3号に該当するものとして市長が認めた新規申請者にあつては、8,500万円以上

エ 前条第4号に該当するものとして市長が認めた新規申請者にあつては、1,300万円以上

(更新承認の欠格要件)

第8条 市長は、売買参加者の資格を有するものが、第14条に規定する承認期間を経過したとき、次の各号のいずれかに該当するときは、再度、売買参加者としての承認を行わないものとする。ただし、特別な理由があり市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 前回の承認対象が第2条第1号に該当するものとして承認されたもので、更新申請の日の属する年度の前年度の(以下「前年度」という。)の卸売業者からと仲卸業者からと合わせた買受額(以下「 市場からの買受額」という。)が200万円に満たないとき。

(2) 前回の承認対象が第2条第2号に該当するものとして承認されたもので、前年度の 市場からの買受額が2,000万円に満たないとき。

(3) 前回の承認対象が第2条第3号に該当するものとして承認されたもので、前年度の 市場からの買受額が3,000万円に満たないとき。

(4) 前回の承認対象が第2条第4号に該当するものとして承認されたもので、前年度の 市場からの買受額が200万円に満たないとき。

(5) 正当な理由による届出がなく、3月以上 市場での売買取引がなかったとき。

(6) 更新申請者が 市場に出荷した物品について、その買受人となる行為があったとき。

(7) 中央卸売市場に関する法令、条例、規則及びこの要領による諸手続きをせず、若しくはこれらに基づく処分を受け、公益を害し、又は 市場の秩序を乱す行為があったとき。

■地方卸売市場D魚市場（産地市場）

（申込人の範囲）

第 3 新規買受人として申込みできる範囲は次のとおりとする。

- （1）地区内に店舗又は工場等の固定設備を有する個人又は法人であって、この市場で取扱う品目の生鮮魚介類の販売、又は加工を業とするものであること。
- （2）学校、病院、その他特に大口需要者として認められるもの
- （3）満 10 年以上、同一買受人又は生産者（魚問屋を含む）のもとで、精励恪勤業務に従事し、第 5 条の条件を具備したもの
- （4）生産者（魚問屋を含む）にして特に買受人とすることを適当と認めたもの

（知識経験）

第 5 申込人は、次の知識経験を有さなければならない。

- （1）この市場の既存の買受人より買付けた生鮮魚介類の取扱実績が第 3 の（1）のものにあつては、3 年以上（但し、第 3 の（3）のものにあつては 1 年以上）であり、販売した買受人が必要な知識経験を取得したものであると認め推せんのあるもの。

但し、この取扱期間については、第 5 の（2）の条件を具備し、かつ第 6 の申込審査によって、同一期間について第 7 の（3）の短期暫定契約の買受人とすることができるものとする。

なお、この期間後は、第 7 の（1）の規定によるものとする。

- （2）第 3 の（1）又は（3）のもので、雇主又は魚市場卸売業務運営委員会（常任）の推せんのあるもの

（附 帯 事 項）

第 10 この基準によりがたき場合は、理事会、魚市場卸売業務運営委員会に諮って処理する。